

代襲相続

代襲相続とは？

大阪市在住のAさんが、祖父 X さんが亡くなられたと相続の相談に来ました。Aさんには妹の B さんがいます。Aさんの父であるYさんは数年前に亡くなられているそうです。

つまり、代襲相続に関する問題です。

代襲相続とは、被相続人が死亡する前に相続人となるべき者（推定相続人）が、死亡その他の事由により相続権を失った場合において、その者が受けるはずであった相続分をその者の直系卑属が相続する事をいいます。

被代襲者は、被相続人の子又は兄弟姉妹であり、直系尊属及び配偶者については、代襲相続は認められていません。

代襲者が代襲相続権を失った場合、代襲者の子に再代襲が認められています。

被代襲者が被相続人の兄弟姉妹の場合、その子（甥、姪）には代襲相続は認められていますが、再代襲は認められていません。

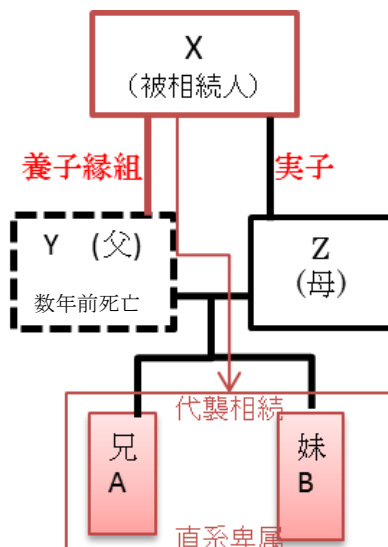
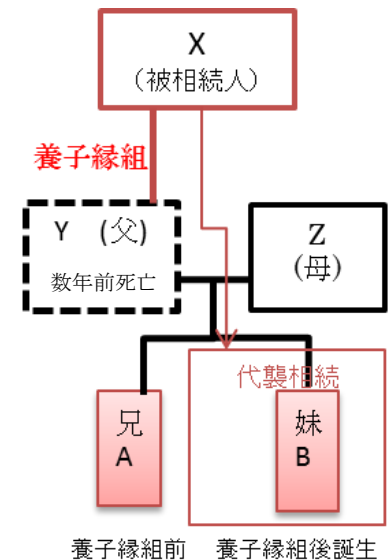
養子の連れ子には代襲相続なし

戸籍等でXさんの相続関係を調査したところ、Aさんの父のYさんはXさんと養子縁組をしていました。そして、Aさんの妹Bさんは、XさんYさんの養子縁組後に生まれた子供ですが、Aさんは養子縁組前に生まれていた子供でした。つまり、AさんはXさんとの関係で、いわゆる養子の連れ子ということになります。

Xさんの相続に関し、Yさんは養子です。従って縁組の日からXさんYさんは相続に関し実親子関係と同様な扱いになります。そして、BさんはXさんYさんの縁組後に生まれていますので、Yさんを代襲してXさんの代襲相続人となります。しかしAさんはXさんYさんの縁組前に生まれていますので、代襲相続人とはなりません。

AさんとBさんで相続に関し、このような差がでるのは、BさんはXさんの直系卑属になりますが、AさんはXさんの直系卑属にならないからです。裁判で争われたこともあります。これは確立した解釈です。（大津地判昭 37.4.23）

民法727条は、養子縁組前の養子の血族（Aさん）と養親（Xさん）とは血族間における同一の親族関係をもつものとはされていません。



直系卑属ならば代襲相続人になれる

上の例とは事案は少し違いますが、左図を見てください。

Xさんに実子Zさんがいて、ZさんとYさんとが婚姻していて、AさんがYさんZさんの子供だった場合はどうでしょう。この場合は、AさんはZさんを通じてXさんの直系卑属となりますので、AさんはXさんの代襲相続人となることができます。（大阪高判平元年 8.10）